

# 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 患者給食業務委託契約書（案）

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 福里 吉充（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）と公益社団法人日本メディカル給食協会会長〇〇 〇〇（以下「丙」という。）は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの患者給食業務について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、患者給食内容の質の向上を図るため、乙に給食業務を（以下「業務」という。）を委託し、乙は、これを受託し、誠実に履行する。

（委託内容）

第2条 この契約に基づき甲が乙に委託する業務の範囲及び内容は、別紙給食業務仕様書に定めるとおりとする。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙で協議の上、定める。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 令和6年4月1日からこの契約が成立した時までの間に、乙が甲のために、甲の委託業務として行った行為は、この契約に基づき行った業務とみなす。

（委託料金）

第4条 この契約に基づく各給食の請負金額は以下のとおりとする。

摘要	単価	備考
固定管理費	円	税込 円 うち、消費税額 円
一般食	円 / 食	税込 円 うち、消費税額 円
ミルク	円 / 食	税込 円 うち、消費税額 円
特別食	円 / 食	税込 円 うち、消費税額 円
付加食及び特殊ミルク	実費による請求	
行事食	実費による請求	

※表中の消費税額とは、消費税及び地方消費税を意味する。

上表の消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出したもので、請負単価に110分の10を乗じて得た金額である。契約期間中途において消費税等の税率が改正された場合は、改正後の税率により定めるものとする。

（委託料の請求）

第5条 乙は、当該月分を翌月の10日までに仕様書に定める毎月の業務完了報告書とともに甲に請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 乙は、甲が自己の理由により料金の支払を遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいた率により計算した遅延利息を甲に請求できるものとする。

（契約保証金）

第6条 この契約にかかる保証金は、 円とする（または沖縄県財務規則第101条第2項第 号の規定により免除する）。

（契約内容の遂行、関係法令の遵守）

第7条 乙は、本契約を履行するに当たり、乙の従業員を指揮監督の上、食品衛生法、健康増進法、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守し、関係機関の指示に従い適正かつ迅速に処理しなければならない。

2 乙は、乙の従業員の中から現場を統括できる能力のある業務責任者2人を定めること。なお業務の統括責任者は、栄養士とし、副責任者は調理師とする。

3 乙は、従業員の職場秩序維持の責任を持ち、災害防止責任者を定め、火災等災害防止に努め管理運営に万全を期すこと。

4 乙は本条第一項に基づき、乙の従事者に対する法令等について一切の責任を負う。

（経費の負担区分）

第8条 材料費、人件費、水道光熱費、非常時食品、廃油、残飯処理、給食業務に係る消耗品、消毒剤、洗剤等は乙の負担とする。

但し、ウィンボック換気天井システムに使用する洗剤は甲の負担とする。

2 甲は、甲の所有する給食設備及び給食用備品を乙に使用させる。

3 甲は、甲の所有するガスコンロを定期的にガス点検を行うものとする。

4 貸与物品の管理は乙において行い、甲の所有にかかる設備及び器具の破損修理は甲の負担とする。但し、故意に重大なる過失によって生じた損害は乙の負担とする。

5 食器、お膳は甲の負担とし、調理に関する器具は乙の負担とする。

（業務遂行上の注意事項）

第9条 甲は甲の所有する電子カルテ及び給食システムを乙に使用させる。

2 乙は食事オーダーに関する問い合わせ及び電子カルテ及び給食システムでの変更を行うことができるものとする。

3 乙は、献立作成にあつては、食種、基準等は甲の「治療食指針」に基づき作成すること。

4 乙は、個別献立対応にあつては、甲との調整及び連携を行い、医師の指示範囲で行うこと。

5 乙は、行事食への参加及び患者訪問を行い、患者サービスに努めること。

6 乙は、給食材料の仕入れ及び保管管理に当たっては、品質、鮮度、衛生状態等について十分に留意すること。

7 乙は、予定献立に基づき所要の栄養、品質、量が確保される調理を行うこと。

8 乙は、患者給食において、使用される食材については、安全面及び栄養面、衛生面に留意して選択されたものであること。

9 乙は、甲以外の者に献立表を提供する場合は、甲に許可を得ること。

10 乙は、必要な帳票を整備し、甲の確認を受けること。

11 乙は、甲の定める給食作業時間、配膳時間及び下膳時間を遵守し、適時適温給食

に努めること。

(従業員)

第 10 条 円滑な業務実施のため、乙の従業員 33 人以上で栄養士 6 人以上、調理員 27 人以上（調理業務を担当する栄養士・洗浄パート可）を配置しなければならない。

2 栄養士は管理栄養士を含み、調理師は、調理員の 50% 以上でなければならない。

3 乙は、調理師免許を有さない者に調理業務をさせてはならない。但し、栄養士免許を有している者はその限りではない。

4 乙は、乙の従業員に欠員が生じないようにしなければならない。

5 乙は、乙の従業員の配置に関しては別紙仕様書の勤務条件を遵守すること。

6 乙は、乙の従業員に対し定期的に衛生面、調理面及び盛り付け等の技術的な教育又は訓練を実施しなければならない。

7 乙は、乙の従業員に対し定期的に健康診断及び検便を実施しなければならない。

8 甲は、乙の従業員のうち不相当と認めたものについては、乙に対してその就業禁止又は交代を求めることができる。

(暴風雨時の業務)

第 11 条 乙は、暴風雨警報が発令された場合においても業務を遂行すること。

(インシデント報告)

第 12 条 乙は、乙が関与するインシデントが発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に連絡するとともに報告書を甲に提出すること。

(感染症対策)

第 13 条 乙は、業務遂行するにあたり、業務従事者に対し B 型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体価検査を実施すること。

2 各感染症における抗体価が、陰性または低抗体価と評価された者に対して、「日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第 2 版」で示す基準を満たすまでワクチン接種を実施すること。

3 甲の求めに応じて、業務従事者の抗体検査結果、ワクチン接種の状況が確認できる資料を提出すること。

4 業務従事者に対し、インフルエンザワクチンを接種すること。

5 本条第 1 項から第 4 項までに係る一切の費用は、乙が負担とすること。

(秘密の保持)

第 14 条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様の取扱いとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(調査等)

第 16 条 甲は、第 7 条に基づく業務の遂行や関係法令の遵守について、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況及び必要な帳票等について点検又は調査を行い、必要な資料の提供を求めることができる。

(改善命令)

第 17 条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第 18 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

2 乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を得た場合は再委託することができるものとする。

3 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約の解除等)

第 19 条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。

(2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

(3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。

(6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。

(7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して 3 か月前に通知しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

4 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より 60 日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(業務の代行保証)

第 21 条 乙が火災、労働争議、業務停止等の事情よりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として丙を定め、乙が受託業務を履行できなくなった場合には、乙の届けにより甲はその状況を確認の上、丙に遅滞なく業務を代行させるものとする。

2 前項により丙が業務を代行する場合、丙は乙に代わって本契約各条項を遵守しなければならないが、それにより乙の義務が免除されるものではない。

(特約事項)

第 22 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継ぎを受けなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

(予算の減額による契約の解除)

第 23 条 甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について県予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約に疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証する為、本契約書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県南風原町字新川 118-1  
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
院長 福里 吉充

乙

丙 東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 6 番 17 号 フォルテ神田 5 階  
公益社団法人日本メディカル給食協会

(別 記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うもとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの

限りでない。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第 11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。